不動産投資信託証券発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング

日本リテールファンド投資法人 代表者名 執行役員 難波修一 (コード番号8953)

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 辻 徹 問合せ先 リテール本部長 荒 木 慶 太 TEL. 03-5293-7081 E-mail: jrf-8953. ir@mc-ubs. com

URL: http://www.jrf-reit.com/

資金の借入(金利決定)及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

本投資法人は、平成28年2月25日付「資金の借入(新規借入)に関するお知らせ」でお知らせした新規借入のうち、利率が未定であった借入について、以下の通り適用利率が決定いたしましたので、お知らせいたします。また、金利の固定化を企図して金利スワップ契約を締結する予定としていた借入のうち、平成28年3月1日を借入実行予定日としているものにつきまして、以下の金利スワップ契約を締結しましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 金利の決定

| 借入先 | 借入 金額 | 借入 期間 | 利率 | | 借入実行 予定日 | 借入・返済方法 | 返済期日 |
|--------|--------------|----------|----|---------|---------------|--------------------|---------------------|
| 信金中央金庫 | 1,000 百万円 | 8.1年 | 固定 | 0. 295% | 平成28年 3月1日 | 無担保・無保証、 期日一括弁済 | 平成 36 年 3 月 29 日 |

2. 金利スワップ契約を締結する借入の内容

| | 借入先 | 借入 金額 | 借入 期間 | 利率 | 借入実行 予定日 | 借入・返済方法 | 返済期日 |
|-----|--|--------------|----------|-------------------------------------|--------------------|----------|---------------------|
| 借入① | 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 | 1,000 百万円 | 10.1年 | 基準金利(全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR) + 0.35% | 平成 28 年 3 月 1 日 | | 平成 38 年 3 月 31 日 |
| 借入② | 株式会社みずほ銀行 | 2,000 百万円 | 9.1年 | 基準金利(全銀協3ヶ月 日本円 TIBOR) +0.30% | 平成 28 年 3月1日 | 無担保·無保証、 | 平成 37 年 3 月 31 日 |
| 借入③ | 株式会社新生銀行 | 1,500 百万円 | 8.1年 | 基準金利(全銀協3ヶ月 日本円 TIBOR)+0.225% | 平成 28 年 3月1日 | 期日一括弁済 | 平成 36 年 3 月 29 日 |
| 借入④ | 株式会社中国銀行 | 1,000 百万円 | | | 平成 28 年 3月1日 | | 平成 36 年 3 月 29 日 |
| 借入⑤ | 農林中央金庫 | 1,500 百万円 | 8.1年 | 基準金利(全銀協 3 ヶ月 日本円 TIBOR) +0.225% | 平成 28 年 3 月 1 日 | | 平成 36 年 3 月 29 日 |

3. 金利スワップ契約の内容

| | | 借入① | 借入② | 借入③ | 借入④ | 借入⑤ | | | |
|----------|--------|--|--------------|------------------|--------------|--------------|--|--|--|
| 1. 相手先 | | 株式会社 新生銀行 | 株式会社 新生銀行 | 三井住友信託銀行 株式会社 | 株式会社 新生銀行 | 株式会社 新生銀行 | | | |
| 2. 想定元本 | | 1,000 百万円 | 2,000 百万円 | 1,500 百万円 | 1,000 百万円 | 1,500 百万円 | | | |
| 3. 金利 | 固定支払金利 | 0. 18260% | 0. 13110% | 0.08050% | 0.07980% | 0. 07980% | | | |
| | 変動受取金利 | 全銀協日本円 TIBOR(3ヶ月物) | | | | | | | |
| 4. 契約開 | 始日 | 平成 28 年 2 月 26 日 | | | | | | | |
| 5. 契約終了日 | | 平成 38 年 | 平成 37 年 | 平成 36 年 | 平成 36 年 | 平成 36 年 | | | |
| | | 3月31日 | 3月31日 | 3月29日 | 3月29日 | 3月29日 | | | |
| 6. 利払期日 | | 固定金利の支払い及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成28年3月末日として、 | | | | | | | |
| | | その後契約期間における、6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日及び終了日(但し、 | | | | | | | |
| | | 営業日でない場合にはその前営業日) | | | | | | | |

⁽注) 本金利スワップ契約締結により、借入①~⑤にかかる金利は、実質的に①0.53260%、②0.43110%、③0.30550%、④0.30480%、⑤0.30480%で固定化されます。

4. その他

本件に係る借入の返済等に関わるリスクにつきましては、第 27 期有価証券報告書(平成 27 年 11 月 24 日 提出)に記載の「投資リスク」より重要な変更はありません。

以上